

始期日 : 2024年1月1日以降

保険種類 : GK・一般用・はじめて・ドライバー保険

等級別料率制度のご案内

このご案内は、自動車保険における等級別料率制度^(注1)の概要をご説明したものです。現在のご契約の等級、事故有係数適用期間および割増引率は保険証券^(注2)をご確認ください。

なお、等級別料率制度の詳細につきましては、パンフレット、『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』^(注3)等をご参照ください。

(注1) 等級別料率制度は将来変更となる場合があります。

(注2) 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、ご契約締結時にe c o保険証券または法人e c o保険証券をご選択いただいた場合は、当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

(注3) ご契約締結時にWe b約款をご選択いただいた場合は、当社ホームページにてご確認ください。

1. 等級別料率制度

「G K クルマの保険(家庭用自動車総合保険)」「自動車保険・一般用(一般自動車総合保険)」「はじめての自動車保険(個人用自動車保険)」「G K クルマの保険・ドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)」では、1~20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度が採用されています。

この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間^(注1)が決定されます。

継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定方法ならびに適用される割増引率は次の(1)~(3)のとおりです。

(注1) 「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)のことをいいます。

(1) 等級の決定方法^(注2)

現在のご契約の事故の区分 ^(注3)	継続契約の等級 ^(注4)
3等級ダウン事故	現在のご契約の等級から事故件数1件につき「3つ」下がります。
1等級ダウン事故	現在のご契約の等級から事故件数1件につき「1つ」下がります。
ノーカウント事故のみ(無事故を含む)	現在のご契約の等級から「1つ」上がります。 ^(注5)

(2) 事故有係数適用期間の決定方法^(注2)

- 事故内容および事故件数に応じて現在のご契約の事故有係数適用期間に以下の年数を加算します。^(注3)
 - ・3等級ダウン事故: 事故件数1件につき「3年」
 - ・1等級ダウン事故: 事故件数1件につき「1年」
- 保険期間が1年間を経過するごとに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します。^{(注4)(注5)}ただし、現在のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は「1年」を減算しません。
- 事故有係数適用期間の上限は「6年」とし、下限は「0年」とします。

(注2) 新長期保険料分割払特約をセットした長期契約は、それぞれの保険年度の事故内容および事故件数に応じて、その翌保険年度以降に適用される等級および事故有係数適用期間を、保険期間が1年のご契約の「等級別料率制度」の取扱いに準じて見直します。

(注3) 事故の区分については裏面の「2. 等級別料率制度における事故の取扱い」をご参照ください。

(注4) 現在のご契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して7日以内に継続契約の始期日がある場合の取扱いです。

(注5) 現在のご契約の保険期間が1年に満たない短期契約の場合は取扱いが異なります。

(3) 割増引率

継続契約の等級および事故有係数適用期間に応じて以下の割増引率が適用されます。

なお、7等級(F)~20等級では、同一の等級であっても事故有係数適用期間により割増引率が異なります。

①事故有係数適用期間が0年の場合 : 「無事故」の割増引率が適用されます。

②事故有係数適用期間が1年~6年の場合 : 「事故有」の割増引率が適用されます。

等級	割増(%)				割引(%) ^(注6)															
	^(注7) 1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
①無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
②事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

(注6) 「G K クルマの保険・ドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)」のご契約で、6等級の場合は6等級(F)、7等級の場合は7等級(F)の割引率をご参照ください。

(注7) 所定の条件をすべて満たしている場合は、「1等級連続事故契約割増」が適用されます。

※裏面もご覧ください

＜保険金をお支払いする事故が発生した場合の、翌年以降の等級、事故有係数適用期間および割増引率の適用方法＞

【例1】保険期間が1年のご契約（20等級、事故有係数適用期間0年）で、3等級ダウン事故が1件あった場合

割増引率	等級	20等級	17等級	18等級	19等級	20等級
無事故		63%割引	事故	-	-	63%割引
事故有		-	44%割引	46%割引	50%割引	-
事故有係数適用期間		0年	3年	2年	1年	0年

【例2】保険期間が1年のご契約（20等級、事故有係数適用期間0年）で、3等級ダウン事故が1件、翌年にも3等級ダウン事故が1件あった場合

割増引率	等級	20等級	17等級	14等級	15等級	16等級	17等級	18等級	19等級
無事故		63%割引	事故	2回目事故	-	-	-	-	57%割引
事故有		-	44%割引	25%割引	28%割引	32%割引	44%割引	46%割引	-
事故有係数適用期間		0年	3年	5年	4年	3年	2年	1年	0年

1事故目の残年数（2年）に2事故目の3年を加算します。

2. 等級別料率制度における事故の取扱い

等級別料率制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の(1)～(3)の区分となります。

(1) 3等級ダウン事故

下記の「(2) 1等級ダウン事故」および「(3) ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。

(2) 1等級ダウン事故

支払われる保険金が普通保険約款車両条項の車両保険金^(注1)または全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金である場合の事故^(注2)で、かつ、損害の原因となった事故が次のいずれかに該当する場合の事故をいいます。

＜損害の原因となった事故＞

- 火災・爆発（飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって発生した火災・爆発を除きます。爆発には、他物の爆発による被爆を含みます。）
- 盗難 ○騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ○台風・竜巻・洪水・高潮
- 落書、いたずら（ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車と他の自動車との衝突または接触によるものを含まません。）
- 窓ガラス破損（飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって発生した窓ガラス破損を除きます。）
- 飛来中または落下中の他物との衝突
- その他偶発な事故（他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落を除きます。）

(注1) ・普通保険約款車両条項第7条(費用)の車両保険金を除きます。

・「新車特約」「リースカー車両費用特約」等の車両条項の規定を変更する特約を適用し支払われる車両保険金を含みます。

(注2) 車内手荷物等特約、または積載事業用動産特約にかかわる保険金があわせて支払われる場合を含みます。

(3) ノーカウント事故

支払われる保険金が次のいずれかの保険金である場合の事故をいいます。^(注3)

普通保険約款の保険金	<ul style="list-style-type: none"> ○人身傷害保険金 ○無保険車傷害保険金（『GK クルマの保険・ドライバー保険（自動車運転者損害賠償責任保険）』のみ） ○普通保険約款車両条項第7条(費用)の車両保険金
特約の保険金	<ul style="list-style-type: none"> ○不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約^(注4) ○心神喪失等による事故の被害者救済費用特約^(注4) ○無保険車傷害特約 ○傷害一時金特約 ○搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約 ○自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約 ○地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 ○レンタカー費用特約（特殊車両等用） ○車内手荷物等特約 ○ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約 ○弁護士費用（自動車事故型）特約 ○弁護士費用（自動車・自転車事故型）特約 ○日常生活賠償特約 ○入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ○傷害一時金（1万円・10万円）特約 ○搭乗者傷害（入院/一時金）特約 ○搭乗者傷害（入院/日数）特約 ○レンタカー費用特約 ○ロードサービス費用特約 ○ファミリーバイク（人身傷害型）特約 ○弁護士費用（自動車・日常生活事故型）特約 ○自転車賠償特約 ○搭乗者傷害事業主費用特約

(注3) 次の場合は、上記に該当しない事故であってもノーカウント事故として取り扱います。

・車両保険無過失事故特約がセットされている場合で、同特約に定める条件を満たすとき。

・普通保険約款基本条項第28条（自動運転中に発生した事故の取扱い）に定める条件を満たすとき。（1等級ダウン事故として扱われる場合を除きます。）

(注4) 「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」または「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」による保険金が同時に支払われるときに限り、「対物超過修理費用特約」により支払われる保険金についてもノーカウント事故として取り扱います。